

地場産業活性化チャレンジ事業の概要について

【補助対象者】 斜里町に拠点をおき、住所を有する中小企業者、法人および個人、団体、組合などで町税等の滞納がないもの

【助成期間】 原則、1年間

【手続きの流れ】 ご相談 事業計画の提出 産業活性化事業として認定 交付申請 助成金の受領

対 象 事 業	補助対象となる経費	補助率および 限 度 額
<p>・地場産業ワンランクアップ事業 地域における新産業、新サービスの創造事業で新規に起業するもの 製品の研究開発および高付加価値化のための事業 上記 に関する研究会、専門家の招聘及び技術者派遣事業</p>	<p>【旅 費】派遣、招聘及び調査視察旅費、登録申請に係る旅費など 【謝 金】講師、専門家への謝礼など 【需用費】会場設営資材購入費、光熱水費、印刷製本費、図書購入費、諸消耗品費など</p>	<p>補助対象額の1 / 2 以内 限度額 1 0 0 万円</p>
<p>・地場産業ステップアップ事業 過去にワンランクアップ事業の認定を受けたもので、さらなる付加価値向上をめざす事業</p>	<p>【役務費】通信運搬費、商標登録料（対象事業 のみ対象） 【委託料】調査・試験委託料、講習会開催等外部委託料など 【使用料】会場・機器使用料、調査視察営業車借上料など</p>	<p>ただし、 の 、 は、参加地域および申請回数により、次の限度額以内。</p>
<p>・知床しゃりブランド研究開発支援事業 知床しゃりブランドの製造および研究開発事業 商標法第7条の2（地域団体商標）に規定する登録事業</p>	<p>【その他】町長が特に認めるもの</p>	<p>・ 1 回目 管内 7 万円 道内 1 5 万円 道外 2 0 万円 ・ 2 回目は、 1 回目の額の 1 / 2 以内</p>
<p>・地場産品等消費拡大事業 地場産品および知床しゃりブランドの消費・販売拡大のための販売会事業 地場産品および知床しゃりブランドの P R、展示会、物産展事業 地場産品および知床しゃりブランドを活用したイベント連携事業 広域的にバイヤー等を招聘する商談会事業</p>	<p>【旅 費】販売会、商談会、物産展等への参加旅費及び招聘旅費など 【謝 金： のみ対象】出演者への謝礼など 【賃 金】臨時販売員賃金、発送作業員賃金 【需用費： のみ対象】会場設営資材購入費、光熱水費、印刷製本費、諸消耗品費など 【役務費】通信運搬費（会場への発送及び返送のみ） 【委託料： のみ対象】調査・試験委託料、講習会開催等外部委託料など 【使用料】会場・機器使用料（ブース代、冷蔵庫等リース代）及び借上料など 【その他】町長が特に認めるもの</p>	<p>の は、限度額 4 0 万円</p>